

平成20年度から、企業財政の健全性を示す「資金不足比率」の公表が義務付けられました。

令和5年度決算における当企業団の資金不足比率はないことを示す「－」であり、健全な財政状態であることを示します。

令和5年度備南水道企業団水道事業会計の資金不足比率について

資金不足比率	－
--------	---

※ 「－」は資金不足がないことを示します。

1 算定の基礎

(単位 円)

資金の不足額	流動負債	34,372,171	(A) 企業債は算入除外
	建設改良以外 財源充当企業債	0	(B)
	流動資産	2,315,204,745	(C) 翌年度繰越財源充当 額は算入除外
	資金の不足額	0	(A)+(B)-(C) マイナスの場合は「0」
事業の規模	営業収益	722,475,715	(D)
	受託工事収益	0	(E)
	事業の規模	722,475,715	(D)-(E)

2 計算式 資金不足比率は次の式により求めます。

$$\text{資金不足比率} = \text{資金の不足額} \div \text{事業の規模}$$

(当企業団の場合、資金不足がないため「－」となります。)

(参考)

経営健全化基準 資金不足比率 20%

※ 20%以上になると経営健全化計画の策定が義務づけられます。

(平成21年度より)